

⑨ 高齢者健康診査を受診しましょう

問 保険年金課(内線 141)

コロナ禍にあっても、健康管理や病気の早期発見・治療につながる健康診査は大変重要です。定期的に医療機関を受診されている方でも、対象の方でまだ受診されていない方は、ぜひご利用ください。

対象 後期高齢者医療保険被保険者の方

健診項目 問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査(血糖・脂質・肝機能等)

費用 無料(年1回)

受診方法 保健センター等で受診する「集団健診」と指定医療機関での「医療機関健診」のどちらかをお選びください。

	場所	予約方法
集団健診	保健センター 笠間公民館 地域福祉センターいわま	インターネットまたは電話でお申し込みください。完全予約制です。 URL https://kenko-link.org/ 保健センター TEL 0296-77-9145
医療機関健診	笠間中央クリニック、神里医院、河村医院、佐藤医院、たかだ脳神経外科・内科クリニック、メディカルケアクリニックかさま、あさひクリニック、あやか内科クリニック、笠間市立病院、友部セントラルクリニック、ねもとクリニック、常陸クリニック、ふじえだクリニック	左記指定医療機関に直接予約してください。予約後、保険年金課に電話で受診券をお申し込みください。受診日までに受診券を送付します。 受診期間は令和4年1月31日までです。

⑩ 歳末たすけあい援護金を配分します

申・問 笠間市社会福祉協議会 本所 笠間市美原 3-2-11 TEL 0296-77-0730

笠間支所 笠間市石井 717 TEL 0296-73-0084

岩間支所 笠間市下郷 5139-1 TEL 0299-45-7889

歳末たすけあい募金運動で集められた募金から援護を必要とする世帯へ自己申告方式により、援護金を配分する事業です。

対象 10月1日現在で、世帯全員の市民税が非課税で笠間市に6ヶ月以上住所を有し、現に居住している世帯で、次にあげる区分のいずれかに該当する世帯。

対象世帯	条件
準要保護	準要保護の認定を受けている世帯
身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者(児)	身体障害者手帳1級所持者のいる世帯 療育手帳 ㊤・A所持者のいる世帯 精神障害者保健福祉手帳1級所持者のいる世帯
ひとり親 (母子・父子)	ひとり親世帯で満18歳まで(満18歳到達後の最初の4月1日までの間にある)の子がいる世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
ひとり暮らし高齢者 高齢者	75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯 75歳以上の高齢者のみの世帯 ※親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
要介護認定4・5	要介護認定4・5の方がいる世帯

申込方法 印鑑、振込先口座が確認できるもの(通帳等)をお持ちのうえ、窓口で直接お申し込みください(代理申請可)。

配分方法 指定口座に入金されます。振り込みは、12月17日(金)を予定しています。

申込期限 11月12日(金)

※対象世帯が2つ以上該当する場合でも申請はいずれか1つとなります。

※生活保護世帯や施設入所者、長期入院者(6か月以上)は対象になりません。